

吹田市立津雲台小学校
P T A規約

細則
組織図
慶弔内規

吹田市立津雲台小学校PTA規約・細則目次

(規=規約 細=細則)

名称及び事務所			
名称	規	第1条	
事務所	規	第2条	
目的及び活動			
目的	規	第3条	
活動	規	第4条	
方針	規	第5条～規	第6条
会員			
会員	規	第7条～規	第10条
役員			
役員	規	第11条	
会長	規	第12条	
副会長	規	第13条	
書記	規	第14条	
会計	規	第15条	
役員の任期	規	第16条	
欠員	規	第17条	
会計監査			
会計監査	規	第18条～規	第19条
役員等の選出			
役員等の選出	規	第20条	細 第2条～細 第4条
役員推薦委員会			細 第5条～細 第9条
校長及び教職員			
校長及び教職員	規	第21条	
機関			
機関	規	第22条	
総会	規	第23条～規	第31条
運営委員会	規	第32条～規	第36条
役員会	規	第37条～規	第39条
委員会	規	第40条	
学内委員会	規	第42条	細 第10条
広報委員会	規	第43条	
広報委員			細 第11条
生活委員会	規	第44条	
生活委員			細 第12条～細 第13条
教職員会	規	第45条	
教職員会代表			細 第14条
本部補佐委員会	規	第46条	
別委員会委員			細 第15条
委員の任期			細 第18条
集会	規	第47条	
学年集会	規	第49条	
経理			
経理	規	第50条～規	第54条
細則			
細則	規	第55条	
準則			細 第1条
改正			
改正	規	第56条	
本部補佐委員			
本部補佐委員	規	第57条	
地域活動委員会			
地域活動委員会	規	第58条	

附則
附則

規 第1条~規 第13条

細 第1条~細 第19条

吹田市立津雲台小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- (名称)
第1条 この会は、吹田市立津雲台小学校PTAという。
- (事務所)
第2条 この会の事務所を吹田市立津雲台小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

- (目的)
第3条 この会は、会員が協力して家庭、学校及び社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- (活動)
第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
一、よい父母、良い教職員となるための学習。
二、児童の生活指導と福祉向上に関する協力。
三、教育環境の整備と充実。
四、その他目的を達成するために必要な活動。
- (方針)
第5条 この会は、教育を本旨として次の方針に従う。
一、児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
二、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
三、学校の教育方針、人事及び学校管理には干渉しない。
- 第6条 児童の校外生活の安全及び育成には、役員及び委員全員が中心となり、よりよい地域社会づくりに協力する。

第3章 会員

- 第7条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
一、児童の両親又は保護者
二、校長及び教職員
- 第8条① この会の会員は、すべて会費を納めるものとする。
② 会費は、次の通りとする。
一、児童の両親又は保護者である会員においては、会員の1世帯につき、月額300円とする。
二、校長及び教職員である会員においては、会員1名につき月額150円とする。
- 第9条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第10条 この会の会員は、吹田市PTA協議会の会員となる。

第4章 役員

- (役員)
第11条① この会の役員は、次のとおりとする。
一、会長1名
二、副会長3名
三、書記3名(内1名は教職員)
四、会計2名(内1名は教職員)
② 役員は、他の役員、会計監査又は委員(特別委員会の委員を除く)を兼ねることができない。
③ 公選による公職者及びその立候補者は、役員になることができない。
- (会長)
第12条 会長は、次の任務を行う。
一、この会を代表する。
二、総会、運営委員会及び役員会を招集し、総会以外の議長となる。
三、すべての委員及び委員長を委嘱する。
四、各委員会(役員推薦委員会を除く)及び各集会に出席して意見を述べるができる。
五、この会の資産を管理する。
六、その他必要な事項
- (副会長)
第13条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その任務を代行する。
- (書記)
第14条 書記は、次の任務を行う。
一、総会、運営委員会及び役員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
二、記録、通信その他の書類を保管する。
- (会計)
第15条 会計は、次の任務を行う。
一、総会及び運営委員会が議決した予算にもとづいて会計事務を処理する。
二、会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
三、会計監査をうけて、会計の適正化に努力する。

(役員の任期)

- 第16条 役員は、4月1日から就任し、任期は1年とする。ただし、同じ役員の任には1回に限り再任を妨げない。
- 第17条① 役員に欠員を生じたときは、運営委員会において後任者を決定することができる。ただし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
② 運営委員会において前項の後任者を決定したときは、すみやかにその氏名を文書で会員に通告する。

第5章 会計監査

- 第18条 この会の経理を監査するために2名の会計

監査を置く。

第19条 会計監査の選出及び任期は、役員に準ずる。

第6章 役員等の選出

第20条 役員及び委員の選出は、吹田市立津雲台小学校PTA細則(以下細則という)で定める。

第7章 校長及び教職員

第21条 校長及び教職員は、学校運営及び教育上、各委員会及び各集会に出席して意見を述べることができる。

第8章 機関

(機関)

第22条 この会に次の機関を置く。

- 一、総会
- 二、運営委員会
- 三、役員会
- 四、委員会
- 五、集会

(総会)

第23条 総会は、会員全員をもって構成され、この会の最高の議決機関である。

第24条 総会は、定期総会又は臨時総会とし会長が招集する。

第25条 総会の議長は、その都度に出する。

第26条 定期総会は、5月と2月の年2回とする。

第27条 5月の定期総会には、次のことを行う。
一、前年度の年間活動報告、収支決算及び監査報告並びにそれらの承認。
二、本年度の年間活動計画及び収支予算の提案並びにそれらの議決。
三、その他重要な事項。

第28条 2月の定期総会には、次のことを行う。
一、次年度の役員及び会計監査の選出。
二、その他重要な事項。

第29条 臨時総会は、会長又は運営委員会が必要と認めるとき、その他会員の1/3以上の要求があったときに開くことができる。

第30条① 総会は、会員の現在数の1/5以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、委任状をもって出席にかえることができる。

② 本会の規約は、総会において、招集の場合には出席者、書面または電磁的方法にて議決することができる。また、委任状または書面表決書、電磁的方法による回答により、出席にかえることができる。

第31条① 総会の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除き、現に出席した者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

② 書面または電磁的方法により議決となる場合は、委任状または書面表決書、電磁的方法による回答により出席とみなし過半数でこれを決す。

(運営委員会)

第32条 運営委員会は、次の者をもって、構成され、この会の最高執行機関である。

- 一、役員
- 二、校長及び教頭
- 三、教職員会の代表
- 四、学内活動委員長
- 五、広報委員長
- 六、生活委員長
- 七、地域活動委員長

第33条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

第34条 運営委員会は、次のことを行う。

- 一、総会で議決された事項。
- 二、総会に提出する議案の作成。
- 三、細則の制定又は改廃。
- 四、その他会務を処理するための必要な事項。

第35条 運営委員会は、構成委員の現在数の1/2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第36条 運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

(役員会)

第37条 役員会は、次の者をもって構成され、その会の協議機関である。

- 一、役員
- 二、校長及び教頭

第38条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

第39条 役員会は、次のことを行う。

- 一、運営委員会に提出する議案の作成。
- 二、その他会務を処理するための必要な事項。

(委員会)

第40条 執行機関としての委員会は、次のとおりとする。

- 一、学内活動委員会
- 二、広報委員会
- 三、生活委員会
- 四、教職員会
- 五、地域活動委員会

(学内活動委員会)

第42条 学内活動委員会とは、同一学年の各学内活動委員全員をもって構成される委員会をいう。

(広報委員会)

第43条 広報委員会は、会員相互の理解を深めるために広報に関する事項を行い、機関誌などを発行する。

(生活委員会)

第44条 生活委員会は、児童の校外生活の安全及び育成に努める。

(教職員会)

第45条 教職員会は、この学校に勤務する教職員をもって構成され、この会の運営に関し常に助言できるように研究及び協議をする。

(本部補佐委員会)

第46条 本部補佐委員会は、総会又は運営委員会が必要と認めたときに置くことができる。

(集会)

第47条 活動機関としての集会は、次のとおりとする。

学年集会

(学年集会)

第49条 学年集会とは、同一学年の集會をいい、学年集會を開く必要のある学年の会員全員をもって構成され、活動をする場である。

第9章 経理

第50条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金その他の収入によって支弁される。

第51条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第52条 この会の資産は、すべて第2章にあげた目的以外のために支出し、又は、使用してはならない。

第53条① この会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。

② この会の決算は、総会の承認を得なければならない。

③ 会計監査は、必要に応じて会の経理を監査し、総会及び運営委員会に報告することができる。

第54条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 細則

第55条① この会の規約の施行、又は、運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会の議決によって定める。

② 運営委員会は、細則を制定、又は、改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

第56条① この規約は、総会において現に出席した者の2/3以上の賛同がなければ改正することができない。

② この規約の改正案は、総会開催の一週間前に会員全員に知らせておかなければならない。

第12章 本部補佐委員

第57条 この会の業務を行うために、数名の本部補佐を置くことができる。

第13章 地域活動委員会

第58条 学校と地域を結ぶパイプ役であり、生活環境の整備、子どもの健全育成に努める。

附則

第1条 この規約は、昭和39年9月10日に制定する。

第2条 この規約の施行前に、現に、又は、前に役員及び委員(委員長を含む)をした者は、この規約の施行後においても、既にそれをした者とみなす。ただし、本人の自由意志は、妨げない。

第3条 この規約は、昭和46年4月1日に改正し、同日から施行する。

第4条 この規約は、昭和49年5月26日に改正する。

第5条 この規約は、昭和50年5月26日から施行する。

第6条 この規約は、昭和51年4月1日に改正し、同日から施行する。

第7条 この規約は、昭和54年4月1日に改正し、同日から施行する。

第8条 この規約は、昭和58年4月1日に改正し、同日から施行する。

第9条 この規約は、昭和63年3月7日に改正する。

第10条 この規約は、平成元年4月1日から施行する。

第11条 この規約は、平成2年3月7日に改正し、同年4月1日から施行する。

第12条 この規約は、平成10年3月6日に改正し、同年4月1日から施行する。

- 第13条 この規約は、平成27年2月20日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 第14条 この規約は、平成30年2月16日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 第15条 この規約は、令和3年3月3日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 第16条 この規約は、令和4年2月9日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 第17条 この規約は、令和5年2月15日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 第18条 この規約は、令和5年10月25日に改正し、同日から施行する。

吹田市立津雲台小学校PTA細則

第1章 準則

第1条 この細則は、吹田市立津雲台小学校PTA規約(以下規約という)第55条によりこれを定める。

第2章 役員等の選出

(役員及び会計監査の選出)

第2条 総会において役員及び会計監査を選出するときは、事前に役員及び会計監査推薦委員会(以下役員推薦委員会という)を設けて、その候補者を推薦させる。

第3条 役員及び会計監査の選出にあたり、前条のほか、一般会員からも総会において追加推薦することができる。

第4条① 役員及び会計監査の選出にあたり、前条により追加推薦のあったときは、総会に現に出席した者の投票によって過半数を得た者が選出される。ただし、1回の投票で該当者がいないときは、上位2名で、2回目の投票を行い、その多数得票者とする。なお、同数の場合は、その選出方法をその総会の議決にまかせる。

② 役員及び会計監査の選出にあたり、役員推薦委員会の推薦した候補者のみの場合は、総会に出席した会員の過半数の承認を得て選出される。

(役員推薦委員会)

第5条① 役員推薦委員会は、次の方法によって選出された委員をもって構成される。

一、 役員推薦委員会とは、同一学年の各役員推薦委員会全員をもって構成される委員会をいう。

二、 教職員の中から代表を1名選出する。

② 役員推薦委員会の委員は、会計監査の候補者になることはできない。但し、役員に関しては、本人の希望及び、役員会の承認があればその限りではない。

第6条① 役員推薦委員会の委員は、毎年4月30日までに選出される。ただし、1回限り再任を妨げない。

② 役員推薦委員会の委員長は、その会の委員の中から互選する。

第7条 役員推薦委員会は、その会が推薦する役員及び会計監査の氏名を、それを選出する総会の1週間前までに文書で会員に通告する。

第8条① 役員推薦委員会は、前条により通告する前に、被推薦者の同意を得ておかなければならない。

② 細則第3条による一般会員からの役員及び会計監査の追加推薦をする場合も、前項と同様とする。

第9条 役員推薦委員会は、その任務が終わると共に解散する。

第3章 委員の選出

(学内活動委員)

第10条① 学内活動委員は学級会員の総意が反映する方法で各学年ごとのクラスに準ずる人数を選出する。

② 委員長は、それぞれの会の委員の中からの互選とする。

(広報委員)

第11条① 広報委員会は、次の方法によって選出された委員をもって構成される。

一、各学年ごとのクラスに準ずる人数を選出する。

二、教職員から2名を選出する。

② 広報委員会の委員長は、この会の委員の中から互選する。

(生活委員)

第12条 生活委員は、次の任務を行う。

一、児童の校外生活の安全及び育成にあたる。

二、その地区を代表する。

三、児童の全体にかかわる事項は津雲台小学校PTAとして活動する。

第13条① 生活委員会は、各地区から選出された委員をもって構成される。

② 生活委員会の委員長は、この会の委員の中から互選する。

(教職員会代表)

第14条 教職員会の代表は、教職員の中から選出される。

(地域活動委員会)

第15条① 地域活動委員会は、各学年ごとのクラスに準ずる人数を選出する。

② 地域活動委員長は、それぞれの会の委員の中からの互選とする。

(委員の任期)

第16条① 委員は、4月30日までに選出し、任期は1年とする。前年度の委員は、次年度の委員を選出するまでその任期を負い再任をしない。ただし、第6学年の委員は、年度末までとする。

② 特別委員会委員の任期は、委任を受けて選出されたときからその任務が終わるまでとする。しかし、次年度へまたがるときは、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

第4章 個人情報取扱方法

(目的)

第17条① この個人情報取扱方法は、吹田市立津雲台小学校PTA(以下「本会」という)が、取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(指針)

第18条 個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第19条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第20条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 一、会費請求、管理のための連絡
- 二、本会の事業に関する文書等の送付
- 三、本会役員・委員・会員名簿等の作成
- 四、会員活動に関するすべてに利用

(個人情報の取得)

第21条 本会が取り扱う個人情報及びその利用は、PTA 加入申込書の書面で提出された次の事項とする。

- 一、氏名
- 二、住所
- 三、電話番号
- 四、在学児童全員の氏名・クラス
- 五、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第22条① 会員は、本会による情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項またはすべての事項について、その同意を取り消すことができる。
② 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに代える。

(管理)

第23条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第24条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 一、法令に基づく場合
- 二、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三、公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(秘密保持義務)

第25条 本会会員は、職務上知ることができた個人

(情報開示等)

第26条 本会は、会員から会員本人の個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第27条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第28条 本会は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第29条 個人情報を第三者（第24条一から四の場合及び府、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一、第三者の氏名
- 二、提供する対象者の氏名
- 三、提供する情報の項目
- 四、対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第30条 第三者（第24条一から四の場合及び府、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 一、第三者の氏名
- 二、第三者が個人情報を取得した経緯
- 三、提供を受ける対象者の氏名
- 四、提供を受ける情報の項目
- 五、対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(研修)

第31条 本会は、PTA 役員に対して定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

附則

第1条 この細則は、昭和39年9月10日に制定する。

第2条 この細則は、昭和43年2月15日に改正する。

第3条 この細則は、昭和46年4月1日に改正し、同日から施行する。

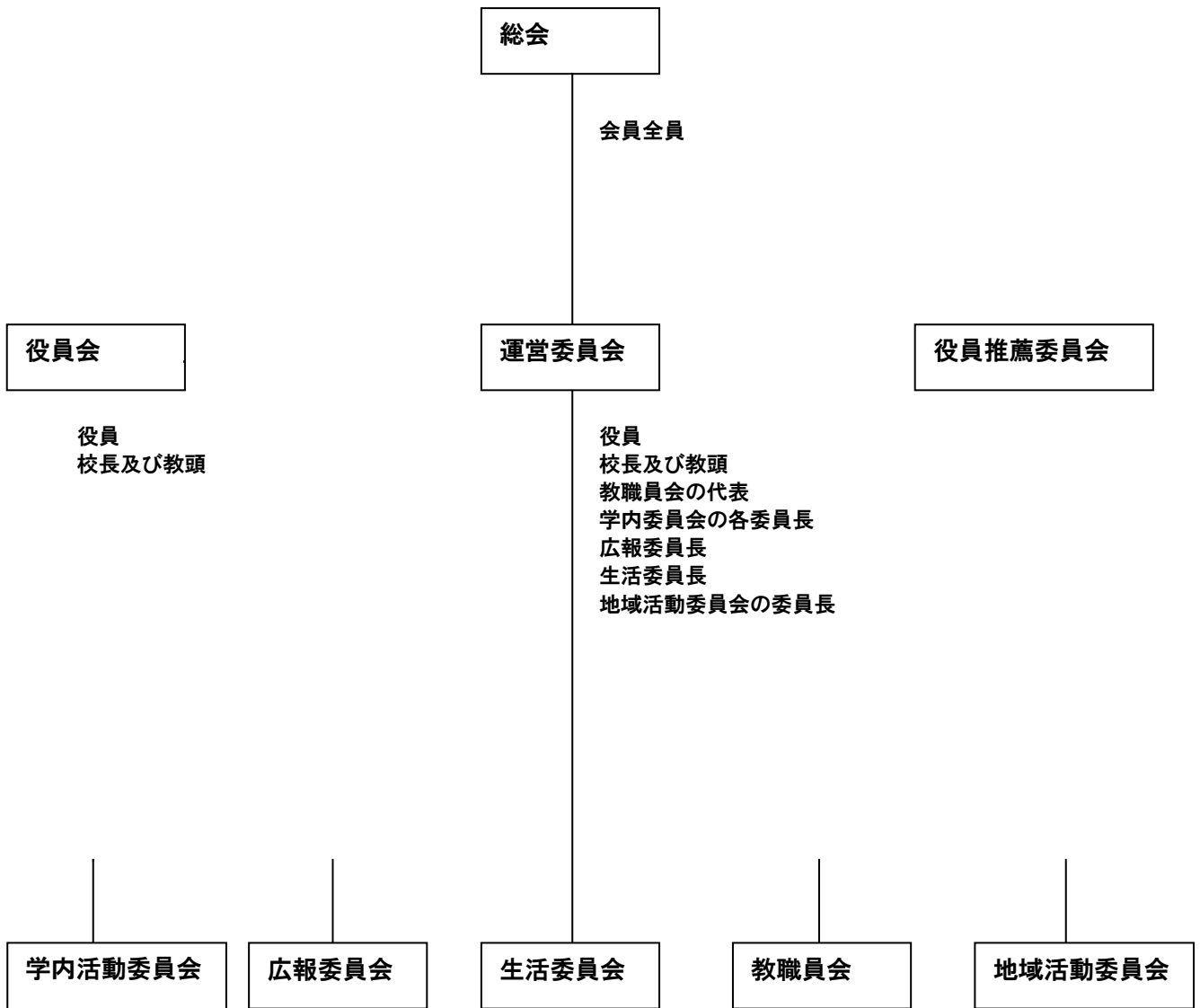
第4条 この細則の改正は、各本条に特別の定めがない限り定めの日から施行する。

第5条 この細則は、昭和47年1月14日に改正する。

第6条 この細則は、昭和51年4月1日に改正す

	る。		る。
第7条	この細則は、昭和53年4月1日に改正する。	第14条	この細則は、平成21年2月27日に改正（追記）する。
第8条	この細則は、昭和58年4月1日に改正し、同日から施行する。	第15条	この細則は、平成27年2月20日に改正し、同年4月1日から施行する。
第9条	この細則は、昭和63年3月7日に改正する。	第16条	この細則は、平成28年2月19日に改正し、同年4月1日から施行する。
第10条	この細則は、平成元年4月1日から施行する。	第17条	この細則は平成30年5月20日に改正（追記）し、施行する。
第11条	この細則は、平成2年3月4日に改正し、同年4月1日から施行する。	第18条	この細則は令和4年2月9日に改正し、同年4月1日から施行する。
第12条	この細則は、平成10年3月6日に改正し、同年4月1日から施行する。	第19条	この細則は令和5年10月25日に改正し、同日から施行する。
第13条	この細則は、平成10年10月17日に改正す		

吹田市立津雲台小学校 P T A 組織図



吹田市立津雲台小学校PTA吊内規

第1条 この吊内規は、吹田市立津雲台小学校PTA規約（以下規約という）第4条によりこれを定める。

- 第2条① 本内規によるものは、一切返礼を要しない。
 ② 本内規の改廃は、運営委員会で協議する。
 ③ 児童の学級の代表は、時間中又は、校区外は学級の代表2名、時間外又は、校区内は、学級の地区児童。
 ④ 児童会代表は、児童会の正副会長。

- 第1条 この内規は、昭和44年12月12日から実施する。
 第2条 この内規は、昭和49年5月13日に改正する。
 第3条 この内規は、昭和51年4月1日に改正する。
 第4条 この内規は、昭和54年4月1日に改正する。
 第5条 この内規は、平成2年3月4日に改正する。
 第6条 この内規は、平成4年4月1日に改正する。
 第7条 この内規は、平成27年3月31日に改正し、同年4月1日から施行する。

附則

		御香典・供花 及び御見舞	通夜	会葬	吊辞
在籍児童	死亡	10,000円及び 供花一对		PTA代表 及び学級代表	
在籍児童	災害	協議(登下校、在校 中)			
PTA会員	死亡	10,000円及び 供花一对		PTA代表 及び学級代表	
PTA会員	災害	協議(公務中)			
教職員	死亡	10,000円及び 供花一对	代表者	役員 及び委員代表	会長